

◇この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○丹羽委員長 次に、長妻昭君。

○長妻委員 長妻でございます。

ちよっと委員長に申し上げたいのは、非常に議事運営がおかしいんじゃないかということで、時計をとめずに委員長が与党の筆頭を手招きして委員長席の周りに呼んでいるのに、時計はそのまま進めている。自分でお呼びになったときに、委員は質問できないですね、その時間。ですから、そういう時間を全部トータルして、これは委員部の皆さんも、その時間はちゃんと返していただきたいということ強くお願いして、今後そういう運営をなさらないようお願い申し上げます。

そして、今の大西議員の質問なんですが、これは大変重要な質問であります。

私の配付資料のページ目でございますけれども、ここに簡潔にまとめさせていただいたんですが、塩崎大臣の答弁は質問主意書の答弁書をなぞ

っております。政府の統一見解、おおむね賄っているということでありませうけれども、塩崎さんは、おおむねカバーしているという表現。同じだと思えます。

これは、単身世帯で、平成二十七年、高齢無職世帯の基礎的消費支出が七万二千九百九十九円だ。今は、老齢基礎年金の満額が平成二十七年で一人で六万五千円だ。実は七千円赤字が出ちゃうんだけれども、まあ七千円ぐらいであればおおむね賄う、おおむねカバーしているんだ、おおむねという言葉の範疇だろうということで、おおむねをおっしゃっておられると思います。

しかし、先ほど大臣は、いやいや、おおむね賄う、賄えないというのは一概に言えないんだ、数値ではないんだというようなことをおっしゃっていますけれども、ただ、七万二千九百九十九円については、この数字については、おおむね賄っているんだ、こういうふうに答弁書でも、塩崎大臣もおおむねカバーしているんだとおっしゃっているわけですね。

では、何をもっておおむねカバーしていると言えるんですか。

○塩崎国務大臣 これは、前回、年金局長の昭和六十年の際の答弁のときにも、吉原さんのときに申し上げているわけであって、基本的な考え方がそこで述べられていました。

そこで、厳密に保障しているとか一〇〇%カバーしているとかいうような議論ではないわけで、幾らぐらいの給付水準であるべきなのかということとを述べているわけで、その考え方は、基本的に

は大きく変わっているわけではないというふうに思っているわけでございます。

この間申し上げたように、この吉原さんも、「老後の生活の基礎的部分を保障するような水準の額にしたいという考え方が基本にあるわけでございます。」というふうに言っていて、その三つの要素、基礎的消費支出、それから生活扶助の水準さらには保険料の負担能力、これらを勘案して月額五万円かなということを行っているわけでございます。

先ほど申し上げたように、昭和六十年に基礎年金をスタートしたときの水準でも、夫婦世帯の場合には年金額の方が上回っておりますけれども、単身の場合には消費支出の方が上回っているということでございます。機械的な水準や幅を申し上げているわけではなく、おおむねカバーしているということを申し上げて、それは、総合的に勘案して、むしろ代替率で五〇%を切る、切らないというのは明確に法律にも定められているわけでございますが、それ以外については、今申し上げたように、総合的に判断をするということだと思えます。

○長妻委員 ですから、今聞いたのは、おおむねカバーしているというのはどういう根拠でおっしゃっているのかということで、しかし、それについては具体的な数字しかおっしゃらないんですね。単身世帯では、現在は、基礎的消費支出が七万二千九百九十九円だ、老齢基礎年金の満額が六万五千円だから、七千円は赤字だけれども、これがおおむね賄うということなんだというふうに理解しました

けれども、ですから、重要なのは、先ほども、吉原年金局長の答弁とこの考え方は大きく変わっていないとおっしゃった。つまり、この基礎年金部分で老後生活の基礎的な部分というものを保障できるような水準にしよう、こういう考え方は、これは議事録がちゃんとここにありますが、ここは「しよう」と書いてありますから、そういう議事録もありますから、つまり、基本的な考え方は……（発言する者あり）田村筆頭、ちよつと黙ってください。質疑をちゃんとしているわけですから。この考え方は大きく変わっていないということなので、つまり、これは基礎年金の哲学にかかわることなんですね。

ですから、大臣は、今はおおむね賄っている、おおむねカバーしているんだというふうにおっしゃったから、大西議員も私も問題意識として、では、おおむねカバーできているという状況でない状況、これは例えばどういう状況なんですかということをも具体的に聞いて、そして、大西議員も聞きましたけれども、今、夫婦であれば基礎年金の合計の方が上回っている、例えば夫婦であってもそれが下回るような状況に来たときには、さすがにおおむね賄う、おおむねカバーできているということとは言えないでしょうね、そういうことを聞いているわけでありませぬ。

それについて誠実なお答えがないと、一体、基礎年金は、では、今、御存じのように、所得代替率、基礎年金の下限はないわけですよ。幾ら下がってもほったらかしになるわけですよ、法律的には。ですから、その基礎年金をどういうふうにか

えて与野党で議論していかなきゃいけないのか、基礎年金を守るとりで、最低ラインの考え方というのはどういう考え方なんだ、それが全くなくて、いやいや、何かいろいろな経済状況で変わりますねでは、これは基礎年金で暮らしているお年寄りの立場になってくださいよ。彼ら、生身の人間が忘れ去られているんじゃないんですか、ここでの議論は。

ですから、私が申し上げているのは、おおむね賄っている、おおむねカバーしている、そういうふうな政府がおっしゃるので、おおむねカバーしているという根拠は何なのか、今、金額のようなことしかおっしゃいませんけれども、では、それがおおむねカバーできなくなる、それはどういう状況なのかというのを与野党で意識合わせをしておかないとこれは手おくれになりますよ。ぜひ、おおむねカバーできない状況というのは、おおむねカバーできている状況ではない状況というのは具体的にどういう状況なのかということをお教えください。

○塩崎国務大臣 先ほど大西議員に対して答弁を申し上げたとおりでありまして、それを長々繰り返すのもいかがかと思えますので、特に数値をもつて一概に決められるようなものではないわけです。ありますので、時々、社会経済情勢等を踏まえてこれはやはり総合的に判断をしていくというものです。このことを先ほど申し上げたとおりでございますので、それはそのように御理解をいただければと思います。

それから、年金局長の答弁も、先ほど申し上げ

たとおり、老後の生活の基本的部分を保障するような水準の額にしたいという考え方が基本にあるわけでございます、こう言っているわけであって、保障するということを数値的に言っているわけでももちろんないわけで、当然、ですから、三要素を考えるに当たっては、幅をそれぞれ持って考える。

そして、当初から、夫婦世帯の場合と単身の世帯の場合では、もともと基礎的消費支出についての考え方も数値的にも違ったスタートをしているわけでありまして、そういうことを判断した上で、私どもは、これは、マクロ経済スライドで50%の代替率を切らないということを守りながら、なおかつ、その中で、厚生年金とそれから基礎年金とはそれぞれ見通しをお出しして……（発言する者あり）関係大ありますよ。示した上で、基礎年金についてもお示しをして、ケース分けにしているわけでありまして、それぞれ五年に一遍検証をし直すということで皆さん方に一緒にお考えをいただくということで検証をしているわけでございます。（長妻委員「委員長、今協議しているんだから速記をとめてください」と呼び、その他発言する者あり）

○丹羽委員長 長妻委員、質問を続けてください。（長妻委員「協議しているんだから一回とめてください」と呼ぶ）長妻委員、質問を再度お願いいたします。

○長妻委員 これはぜひ、大臣、答えていただきたいんですが、大臣、おっしゃっていることが矛盾しているんですね。

今こうおっしゃいましたね、数値をもって一概に決められないとおっしゃった。でも、今回のおおむねカバーしているというのは、数値以外の根拠は出してないわけですよ、七万二千九百円が六万五千八円、これに、赤字は七千円だけれども七千円ぐらいであればおおむねカバーしていると言えるんじゃないのかと。数字を根拠にしかおっしゃっていないのに、数値ではないと。つまり、おおむねカバーできる、そういう状況でないときはどういう状況だと聞くと、数字じゃないと。でも、今はおおむねカバーできている、根拠は何だ、数字だと。これは矛盾していますから。

ぜひ、おおむねカバーできているという状態でない状況は、基礎年金、どういう状況なのかちゃんとお答えください。

○塩崎国務大臣 今、矛盾したことをおっしゃったということをおっしゃったわけでありまして、けれども、そんなことは全然ないのであって、私も、数値でここまでするまでがおおむねカバーだと言ったことは全くないわけでありまして、これはおおむねはやはりおおむねであって、数字が、実は長妻大臣のときももちろんでありますけれども、さつき申し上げたように、単身世帯の場合には、六十年から基礎的消費支出の方が年金額よりも上回っていたわけでございます。それを長妻大臣のときにもこういう御判断をしたのかぜひ私も聞いてみたいと思います。これもおおむねカバーをしていたというお答えがきつと出てきたんだろうというふうに思います。

そのときに、では、これは数値でここから上は

だめ、ここから下はいいというようなことでは多分ないんだろうと思うので、さつき申し上げたように、御指摘の基礎的な消費支出というのは、これまで答弁してきたように、基礎年金の水準を考える上での勘案要素の一つであるわけでありまして、基礎的消費支出の水準から機械的にここまではカバーできている、できていないということをおっしゃっているわけではないわけでありまして、恐らく長妻大臣時代も同じように判断をされたんだろうと思います。

○長妻委員 おおむねカバーできていない、おおむねカバーしているという状況でないのがどういう状況なのかというのは相当重要なことです。

先ほど民主党政権のときのことをおっしゃいましたけれども、我々もそういう問題意識があるから最低保障年金というのを、政権のとき、正式に記者会見を開いてそれを発表して、年金の下支え機能をきちっとやろうと。そして、三党合意に基づいた法律で、国民会議の最終報告書には抜本改革の議論をするということが三年前出たにもかかわらず、その議論をしていないのは政府じゃないですか。（発言する者あり）

○丹羽委員長 御着席ください。（長妻委員「一回とめてください」と呼び、その他発言する者あり）

質問を続けてください。（長妻委員「一回とめてください」と呼ぶ）質問を続けてください。（長妻委員「ちよつと、一回とめてください」と呼ぶ）長妻委員、質問を続けてください。（長妻委員「だめだめ。出ているんだからとめてください。」

これはひどいよ」と呼び、その他発言する者あり）

速記をとめてください。

〔速記中止〕

○丹羽委員長 速記を起こしてください。

長妻委員、質問を続行してください。（発言する者あり）長妻委員、質問を続けてください。

○長妻委員 ちよつとこれは、今、副大臣がやじを言われたんですか、その席から。何も言っていないんですか。（橋本副大臣「後ろに」と呼ぶ）後ろのスタッフが言ったの。（橋本副大臣「いや、後ろに」と呼ぶ）役人の方が言ったんですか、やじを。とんでもない話ですね。副大臣のやじじゃないの。何でお役人に転嫁するんですか、自分のやじを。

これはちよつと、副大臣がやじを言うのをやめさせていたかと思うんですが、もうやじりだらけじゃないですか、特に与党筆頭を初め。

では、これは大変重要なので、塩崎大臣に具体的にさらに聞きますけれども、そうすると、夫婦世帯が今、基礎的消費支出が、平成二十七年、十一万五千三百三十三円です。これが今おおむねカバーしている、カバーしているということだ、なぜならば、二人分の基礎年金が十三万六千円だから、多少、基礎年金の方が額が多いと。

仮にこの金額が逆転した場合、これはおおむねカバーしているという状態であるということも言えるかもしれないということなんでしょうか。

○塩崎国務大臣 先ほど申し上げたように、機械的におおむねカバーしているかどうかということ

やいましたけれども、大体どのぐらいのめど、相場観を政府はお持ちなんですか。

○塩崎国務大臣　めどというのは何のめどかよくわかりません……（長妻委員「六十五以上の生活保護の増加のめど」と呼ぶ）

いずれにしても、高齢期の生活というのは、現役時代から長期間にわたって、どういうふうに働いてきたか、それからどういう経済情勢になっていくのかとか、あるいは結婚されているか、子供さんがあって被扶養者として扶養を受ける立場にあるのかどうかとか、複合的に関連する事項が影響するわけでありまして、今、厚労省からお出しをしたものを含めてお話がありましたけれども、高齢者の保護率の上昇要因を考えてみますと、高齢被保護者の年金受給者の割合とか平均年金額に大きな変化が見られてはいない。年金額別に見ますと、年金受給者数の割合を見ると、増方向、つまり年金額が多くなる方々がふえているという変化も見られています。年金の受給状況自体が直ちに高齢の被保護者数の増加に影響を与えているということとはなかなか考えにくいのかなというふうに思っています。

保護率の先行きについてのお尋ねでございますけれども、保護率を、単身と、それから二人、夫婦の場合とそれぞれございますけれども、単身世帯の方がもちろん今は高いわけで、社会全体での単身高齢者数の伸びよりも、今グラフでお示しいただきましたけれども、被保護者の単身高齢者数の伸びの方が大きくなっている。こういうことで、増加している要因として社会全体の単身高齢

者が増加していることが考えられるわけでありまして、それに加えて、中高年の雇用環境の変化、貯蓄なし単身高齢者の増加、長寿化、そして家族関係の変化、先ほど申し上げたとおりでありますけれども、こういう背景をどう見ていくかということだろうと思えます。

この間も申し上げたように、やはり上昇要因について立体的、多角的に実態把握をし、また、今先行きをどのように見ていくのかということでありまして、現在、扶助基準の見直しを検討しておりますので、その中で議論をしていくべきではないかということで、今、扶助基準の見直しのための調査もしているわけでございます。

○長妻委員　随分悠長だと思っております。背景をどう見ていくのか、先行きをどう見ていくのかでなくて、もうちゃんとこれだけデータが出そろっているのではありませんから、生活保護と年金の関係性に鑑みて、最低保障の機能をさらに強化しなきゃいけないというふうに思うわけがあります。

先ほど、ひとり暮らしのお話がありましたけれども、もうデータでも、この前もお示しました、将来推計、高齢者のひとり暮らしが急増すると、これは政府が出している将来推計で明確であります。

これは、政府は全然お出しただけなので、私の方で試算をしてみました、五ページであります。今後、高齢者の生活保護受給者の捕捉率が一〇〇%となった場合、生活保護事業予算の増加分はどのぐらいになるのか。前提条件としては、民主党政権のナショナルミニマム研究会で、厚労省

の中の研究会で生活保護の捕捉率を出しました。捕捉率が資産も入れると三二・一%でありますから、仮に捕捉率が一〇〇%になるとすると、高齢者は約三倍生活保護がふえるとどういうふうになるのかというのを機械的に事業予算で試算をいたしましたところ、最大年間三・四兆円ふえるというような結果でございました。

こういうような数字も勘案して、では、こういう財源、財源、財源とお話がありましたけれども、では、生活保護のこの財源はどこから持ってくるんだ、こういうことも与野党で話し合って年金をきちっと拡充していく、こういう議論につなげたいと思うんですが、この三・四兆円、我々が出した、我々というか、これは私の試算ですけども、出したわけでありまして、政府はどう思われるんですか。

○塩崎国務大臣　これは、長妻先生が大臣をおやりになつていらっしゃる時に調査をされたと思います。高齢者の被保護世帯が三倍になるといってお話がありましたが、長妻委員が大臣時代の平成二十二年に行つた推計に基づくものだというふうに思いますが、二種類の統計調査に基づく推計結果に実は大きな差があることはもう長妻委員はよく御存じのほうでございます、正確さに疑問がある結果になっております。

つまり、全国消費実態調査に基づいた場合だと推計値は八七・四%、今お使いになつた三二・一%というのは国民生活基礎調査、これに基づいて三二・一ですから、三倍すればいいということで、三倍、こうおっしゃっているんだらうというふう

に思います。

そういうことで、もう一方の数字でいけば八七%ということになるので、なかなか、ですから、捕捉率一〇〇%ということでありませうけれども、果たしてそれが正しい判断なのかどうか。それは先ほど申し上げたとおり、どういう形で扶養関係があるのか、資産がどうなっているのかということをつぶさに調べた上で、当然、生活保護というのはミーンズテストを経てやるわけでございますから、そのところはしっかりと見ていかなきゃいけないと思います。

今後、どのぐらいの高齢者が生活保護を受けるのかということについては、さつき申し上げたとおり、世帯の構成の変化であるとか、働いている働いていないの状況、その際の経済の状況、個人の資産がどういう形になっているのか、そして扶養関係、こうしたことをさまざま考えた上で決まってくるわけでありませうので、生活保護費がいきなり三・四兆円に、捕捉率一〇〇%になるというのでは……

○丹羽委員長 答弁は簡潔にお願いいたします。

○塩崎国務大臣 正確性を欠くのではないかとはいふふうに思います。

○長妻委員 また塩崎大臣は、私、いきなりなるという言いえましたか、いきなり三・四兆円に。そういう可能性があるんじゃないかと言っているだけで、極論してはねつける、そして自分たちは試算しない、評論家みたいなことを繰り返して。

高齢者の生活を本当にわかっている方はおられ塩崎大臣。周りに大変困窮されている方はおられ

ないんですか。相当大変ですよ。生活保護だつて、日本人はそんな安易に受けません。本当に我慢して、本当に最悪な状況になつて、病気が重くなつて、周りで救急車に運ばれたりいろいろなことがあつて受けるという方も大変多いわけで、本当にもっと危機感を持つてほしいというふうに思うわけでありませう。

では、最後に聞きますけれども、質問主意書の答弁書で、七ページであります。政府は「高齢者の生活を下支えする新たな制度」については、その必要性も含め、諸外国の例も参考にしながら研究してまいりたい。「こういうふうにある程度の答弁はされているんですが、具体的に例えばどんなような制度を研究されるというおつもりなんですか。もし、その制度次第では一緒にそれは議論していきたいと思うんですが、いかがですか。

○丹羽委員長 簡潔にお願いいたします。

○塩崎国務大臣 答弁書について御質問いただきましたけれども、新たな制度、これにつきましては、現時点で具体的に何か念頭に置いているわけではございませんが、現在の年金の保障機能強化の取り組みを進めながら、今後、その必要性を含めて、諸外国の例も参考にしながら研究をしてまいりたいと思つております。

いろいろなことをやはり立体的、多角的に見ていかなきゃいけないわけでありませうので、そういうことをきちつとやるということでございます。

○長妻委員 これで終わりますけれども、三年前に国民会議で、抜本改革の議論をするという報告書が出ているわけです。その……（塩崎国務大臣

「二年前」と呼ぶ）三年前です。今大臣が自席からおっしゃられましたので、ちよつと申し上げますと、平成二十五年の八月六日、社会保障制度改革国民会議の報告書が出ているわけですね。

この当時の委員の先生にも聞くと、これは政府の中できちつと議論するという思いでこれを書いたというふうにおっしゃっているわけでありまして、平成二十五年の八月六日ですから……（塩崎国務大臣「二年前」と呼ぶ）三年前です、三年前二じやないです、三年前に出ているわけでありまして、三年間この作業を、政府の中で議論をサボつちやつています。

にもかかわらず、切るときだけはどんどん切つて、そして、高齢者の生活を聞くと評論家みたいなことをどんどんおっしゃつて、本当に、周りの高齢者の実態をよく見て、数字をよく分析していただきたい。

そして、厚労省のほかの部署とも連携をして、塩崎大臣は年金局長じゃないんですから、ほかもちやんと見ながら、生活保護を含めた制度の中で、高齢者が本当に生活する年金はどうあるべきか、こういう議論をちゃんとしていただきたいということをお願いいたします。